

○島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関
する条例施行規則

平成18年9月29日

規則第24号

改正 平成22年3月31日規則第3号

平成23年3月31日規則第6号

平成24年3月30日規則第6号

平成25年3月22日規則第8号

(題名改称)

平成26年3月31日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例（平成18年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25規則8・一部改正)

(利用額)

第2条 条例第3条に規定する利用者負担を求める事業の利用額は、条例第2条第3号の日常生活用具の給付等事業にあつては町長が別に定める額、同条第4号の移動支援事業にあつては別表第1の額、同条第7号の日中一時支援事業にあつては別表第2の額とする。

(平 2 4 規則 6 ・ 平 2 5 規則 8 ・ 一部改正)

(世帯の範囲)

第 2 条の 2 条例別表に規定する世帯の範囲は、18 歳以上の利用者の場合は利用者本人及びその配偶者とし、18 歳未満の利用者の場合は利用者の保護者が属する世帯とする。

(平 2 3 規則 6 ・ 追加)

(利用者負担の減免)

第 3 条 条例第 4 条に規定する利用者負担の減免は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に行うものとする。

(1) 条例第 3 条に規定する利用者負担を求められた者（以下「利用者」という。）又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

(2) 利用者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

(3) 利用者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

(4) 利用者の属する世帯の生計を主として維持する者の収

入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により減少したとき。

(5) 前各号に類する特別の事情があると町長が認めたとき。

(利用者負担の減免手続)

第4条 利用者負担の減免を受けようとする者は、地域生活支援事業利用者負担減免申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに可否を決定し、地域生活支援事業利用者負担減免(承認・不承認)通知書(様式第2号)により当該申請を行った者に通知しなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の島本町障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る利用者負担の基準額につ

いて適用し、同日前の申請に係る利用者負担の基準額については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の島本町障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例施行規則の規定は、平成 23 年 4 月分からのサービスに係る利用者負担額について適用し、同年 3 月分までのサービスに係る利用者負担額については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 6 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日規則第 8 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 20 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例施行規則の規定は、平成 26 年 4 月分からのサービスに係る利用額について適用し、同年 3 月分まで

のサービスに係る利用額については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

（平24規則6・旧別表第2繰上）

移動支援事業

提供時間 (午前8時から午後6 時まで)	利用額	
	身体介護有り	身体介護無し
30分未満	2,300円	900円
30分以上1時間未満	4,200円	1,600円
1時間以上1時間30 分未満	6,100円	2,400円
1時間30分以上2時 間未満	6,900円	3,200円
2時間以上2時間30 分未満	7,700円	4,000円
2時間30分以上3時 間未満	8,500円	4,800円
3時間以上3時間30 分未満	9,300円	5,600円
3時間30分以上4時 間未満	10,100円	6,400円
4時間以上4時間30	10,900円	7,200円

分未満		
4時間30分以上5時間未満	11,700円	8,000円
5時間以上5時間30分未満	12,500円	8,800円
5時間30分以上6時間未満	13,300円	9,600円
6時間以上6時間30分未満	14,100円	10,400円
6時間30分以上7時間未満	14,900円	11,200円
7時間以上7時間30分未満	15,700円	12,000円
7時間30分以上8時間未満	16,500円	12,800円
8時間以上8時間30分未満	17,300円	13,600円
8時間30分以上9時間未満	18,100円	14,400円
9時間以上9時間30分未満	18,900円	15,200円
9時間30分以上10	19,700円	16,000円

時間未満		
------	--	--

提供時間 (午前6時から午前8時まで) (午後6時から午後10時まで)	利用額	
	身体介護有り	身体介護無し
30分未満	2,800円	1,200円
30分以上1時間未満	5,200円	2,000円
1時間以上1時間30分未満	7,600円	3,000円
1時間30分以上2時間未満	8,500円	3,900円
2時間以上2時間30分未満	9,400円	4,800円
2時間30分以上3時間未満	10,300円	5,700円

備考

提供時間が3時間以上となる場合は、身体介護有り及び身体介護無しともに3時間を超える30分ごとに900円を加算する。

別表第2（第2条関係）

（平24規則6・旧別表第3繰上、平26規則20・一部

改正)

日中一時支援事業

提供時間	利用額	送迎加算（片道）
4時間未満	2,500円	550円
4時間以上8時間未満	5,000円	
8時間以上12時間未満	7,500円	

備考

次の要件を満たす場合は、特別加算として次の額を加算する。

(1) 医療的ケア対応特別加算

ア サービス提供時間中にたん吸引等の医療的ケアを必要とする対象者に対し、医療的ケア対応を可能とする体制を確保した場合、上記の利用額に1日当たり7,500円を加算すること。

イ 対象とする医療的ケアは、通常の介護職員には従事できないたん吸引、酸素療法、点滴の管理、人工呼吸器の管理、気管切開の処置、経管栄養等であって、介助を要する頻度及び内容並びに実施体制も含め町が適当と認めた処置とすること。

ウ 医療的ケアの実施に当たっては、対象者に必要な医療的ケアの従事資格を有する看護師等の職員を配置し、対象者又は家族への十分な説明と同意の下、医療機関と密接に連携して実施すること。

エ 加算の適用に当たっては、事前に町に協議するとともに、サービス提供時に配置した医療的ケア対応職員の氏名及び資格、実施したケアの内容等を記録し、請求時に報告すること。

(2) 長距離送迎特別加算

ア 片道10キロメートル以上の車両送迎を実施した場合は、上記の送迎加算に片道当たり900円を加算すること。

イ 送迎距離は、事業所と自宅等の区間を、最短の経路で走行した場合の距離で算定すること。

ウ 加算の適用に当たっては、事前に町に協議するとともに、送迎時の区間等を記録し、請求時に報告すること。

様式第1号(第4条関係)

地域生活支援事業利用者負担減免申請書

島本町長 様

地域生活支援事業利用者負担の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 日	年 月 日		
利 用 者 氏 名			
申 請 者 氏 名			
申 請 者 住 所			
世 帯 等 の 状 況	氏 名	利用者との続柄	備考
			生計中心者
申 請 理 由			

備考

- 1 生計中心者とは、地域生活支援事業を利用する御本人の生計の中心となっている方をいいます。
- 2 申請に当たっては、減免申請の理由の分かる書類を添付してください。

様式第2号(第4条関係)

地域生活支援事業利用者負担
減免(承認・不承認)通知書

申請者 様

年 月 日付で、地域生活支援事業利用者負担減免申請のありました件について、次のとおり減免(承認・不承認)することに決定したので通知します。

減免(承認・不承認)理由